

東京都立大学における研究データの保存等に関するガイドライン

28 公大首産学公連第523 号

制定 平成28 年7 月1 日

1 目的

このガイドラインは、東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（平成19 年度法人規則第68 号、以下規則という）第7 条に基づき、研究データの保存等についての指針を示し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

2 定義

(1) このガイドラインにおいて研究データとは、研究活動に伴い発生または使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、仮に研究不正の疑義が生じた場合に研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

ア 文書、数値データ、画像等の資料

イ 実験試料、標本等の試料

ウ 装置

(2) このガイドラインにおいて「研究者」とは、規則第2 条第1 号に定める者をいう。

(3) このガイドラインにおいて「部局責任者」とは、規則第4 条第2 号に定める者をいう。

3 研究データの保存

(1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残すものとする。実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない

(2) 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データは、後日の利用・検証に耐えるよう適正な形で保存しなければならない。保存に際しては、後日の利用／参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性／追跡可能性の担保に留意しなければならない。

なお、電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。

(3) 研究データは、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。

(4) 部局責任者は、研究者に対し、研究倫理教育の一環として、本ガイドライン等に基づく適切な研究データの保存・管理等について、教育、指導に努めなければならない。

4 保存期間

(1) 上記2 の (1) のアの保存期間は、原則として、当該研究成果の発表後10 年間とする。

なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10 年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

(2) 上記2 の (1) のイ及びウの保存期間は、原則として、当該研究成果の発表後5 年間とする。

なお、保存・保管が本質的に困難な場合（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や保存に多大なコストがかかる場合（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

(3) 個人情報を含む研究データは、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従うものとする。特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金配分機関等との取り決め等がある場合にはそれに従う。

5 研究者の退職等の取扱い

研究室主宰者は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、(a)バックアップをとって保管する、ないしは(b)所在を確認し追跡可能としておくなどの措置を講ずるものとする。

なお、研究室主宰者の転出や移動に際して、部局責任者はこれに準じた措置を講ずるものとする。

6 開示

研究者は、研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データを開示しなければならない。

なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

附 則（平成28年6月27日28 公大首産学公連第523号）

このガイドラインは、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日31 公大首産学公連第1376号）

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。